

# 前沢中学校部活動指導方針

令和6年4月1日

## ○「前沢中学校部活動指導方針」改定の経緯

部活動の地域移行に関するスポーツ庁の方針を受けた「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（令和3年3月）」の中で、「自主的・自発的な部活動の推進」が示されており、「部活動加入の推奨を否定するものではないが、『所属しない』という選択肢があることについて、生徒・教員・保護者で共通理解を図る」とあり、継続して検討しながら中長期的に取り組むこととして、「休日の部活動の地域移行を進める」と記されている。

このことを受けて、本校の部活動指導方針の見直しを図り、改定するものとする。

## 1 部活動の意義及び目的

部活動については学習指導要領の中で、「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」と位置付けられている。また、教育課程外の活動ではあるものの、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること」「学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」と示されている。

部活動は学校教育の一環として行われ、スポーツや文化に興味・関心をもつ同好の生徒によって自主的に組織されることで、スポーツや芸能等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な教育の場となる。

したがって、部活動は教育の重要な側面を担っており、部活動を教育課程に関連する学校教育の活動として位置づけ、生徒の心身の健全な発達を促し、「自治能力の育成」を図るものである。

## 2 指導の基本方針

- (1) 日常の活動を通して、道徳的規範やその規範に準じる心構えや団結力、寛容・協力といった社会性を培い、人間性の向上を図る。
- (2) 集団や個の力量や技能を磨き、体力の増進を図り、たくましい精神力や豊かな感受性を養う。
- (3) 集団生活を通して、異年齢集団におけるよりよい人間関係の育成と個性の伸長、自主性・社会性の発達を図る。
- (4) 定められた範囲内の時間で、計画的に活動させることにより、自治的な力を養う。
- (5) 指導に関わるすべての人たちは、それぞれの立場から活動の意義を理解して指導にあたり、教育的価値が損なわれないよう留意する。
- (6) 円滑な活動の推進を図り、生徒の学校生活に資するように努める。

## 3 設置部活動

- 【運動部】 軟式野球    ソフトボール（女）    サッカー    ソフトテニス（男女）  
バスケットボール（男女）    バドミントン（男女）    卓球（男女）  
バレーボール（女）    柔道    剣道
- 【文化部】 吹奏楽    美術    学芸

#### 4 所属について

##### (1) 加入について

- ・部活動は推奨するが、加入は任意とする。

##### (2) 加入手続き

- ・保護者承諾のもと、入部届を学校に提出する。

##### (3) 所属変更

- ・入、退、転部については、生徒の意思に基づき、柔軟に対応する。

##### (4) 部活動中の事故対応

- ・部活動中に事故が発生した場合の補償として、「日本スポーツ振興センター」「岩手県学校安全互助会」の保険を活用する。

#### 5 部活動の組織並びに指導体制

##### (1) 組織

- ① 部長（他に副部長・キャプテン等）の選出方法は顧問に一任する。
- ② 各部の部長で部長会を組織し、互選により部長会長を選出する。部長会は生徒会の組織に位置づけられる。

##### (2) 指導体制

- ① 教員が部顧問となり、校長の承認のもとに、学校教育の一環として指導にあたる。
- ② 顧問は常に部長や他のリーダーと連絡を密にし、意思疎通を図りながら生徒の心身の健全な発達を促し、「自治能力」の育成に努める。
- ③ 技術指導のため外部から指導者を要請する場合は、校長が承認し委嘱する。8月に委嘱状を交付し、委嘱期間は原則1年とする。
- ④ 校地外で活動する場合には、校長の承認を得て、顧問、部活動指導員、外部指導者（学校から委嘱された指導者）の監督の下で行う。
- ⑤ 顧問は、4月に年間指導計画を校長に提出する。また、月末までに翌月の活動計画を校長に提出する。
- ⑥ 大会や練習試合等に参加する場合は、参加計画を作成し、校長に提出する。

#### 6 活動時間・休養日等について

##### (1) 活動時間

##### ① 平日の活動時間

16:40までとする。(完全下校16:45)

※部活動を補完する保護者会活動等が行われる場合は、部活動を含めて2時間程度とし、最大でも片づけを含め、20:00までとする。

##### ② 休日の活動時間

3時間程度とする。(移動時間や休憩時間は除く)

※保護者会等としての活動も認める。ただし、活動時間は上記の通りとする。

##### ③ 部活動延長

中体連主催の大会及び吹奏楽連盟主催の大会に出場する場合、文化部の文化祭に向けての活動延長は1か月前、それ以外の大会やコンクール等については、2週間前から校長の許可を得て活動してもよい。ただし、活動時間は17:55までとする。活動禁止日の活動は原則として認めない。

## (2) 部活動休養日

週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日1日、週休日1日)

ア 平日は毎週月曜日を休養日とする。

イ 週休日は毎週日曜日を休養日とすることを原則とする。

※日曜日に活動する場合は、土曜日を休養日とする。

※大会参加により両日とも活動した場合は、他の週休日に休養日を振り替える。

※月曜日が祝日で月曜日に活動した場合は、他の曜日に休養日を振り替える。

## (3) 部活動休止日

下記の日には活動しない。ただし、大会参加等やむを得ない事情がある場合は、校長の許可を得て活動することを認める場合もある。

ア 中間、期末、実力テスト3日前及びテスト当日(朝練習も同様)

イ 学校閉庁期間(年末年始(12月29日～1月3日)とお盆(8月13日～16日))

ウ 部活動休養日(毎週月曜日と日曜日が原則)

エ 職員会議及び校内研究会

オ 学校が特に定める日(閉鎖措置期間等)

## (4) 長期休業中の部活動

学期中の活動に準ずる。

## 7 活動上の留意点

(1) 活動費は生徒会費、PTA活動費でまかなう。

(2) 中体連主催の大会及び中文連・吹奏楽連盟主催の県大会以上についてはPTAで補助する。協会主催等の大会参加に関わる費用については個人負担とする。

## 8 特設部について

(1) 「特設部」とは、中体連等が主催する陸上大会や駅伝大会等に参加のために、選ばれた選手で構成された組織を指す。

(2) 普段、他の部活動に所属している生徒の参加が可能であり、個人の希望を優先する。

(3) 選手選考や活動時間、活動日、大会参加の是非については、担当者を中心に職員全体の共通理解のもとに行う。

## 9 本校部活動以外の競技等について

普段学校で活動を行っていない競技(学校に部がない)でも、特例として大会参加を認める競技(水泳、相撲、スキー、スケート、ラグビー、体操、レスリング等)がある。本人及び家庭の希望を受け、記録や実績等を考慮しながら、校内で協議した上で大会参加を認める。なお、大会が授業日と重なっている際には、公欠申請を学校に届け、校長の承認を得ること。

## 10 保護者会組織

(1) 必要に応じて部活動単位で保護者会を組織することができる。

(2) 保護者会は保護者の組織であり、学校教育活動としての顧問の部活動指導を円滑に進めるための援助を目的とする。

(3) 本校の部活動方針を理解し、保護者会を組織するものとする。その際、保護者会組織や活動内容

について校長に報告するものとする。

- (4) 保護者会で会費を徴収する場合は、その金額と期間を明らかにするものとする。
- (5) 組織した保護者会の代表（保護者会長等）1名は「部活動保護者会、コーチ等連絡会」の構成メンバーとなり、各保護者会、学校との連携を図るものとする。
- (6) 「部活動保護者会、コーチ等連絡会」の構成メンバーにPTA会長を含めるとともに、会の代表とする。学校側からは、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、部活動担当が所属する。原則、年に2回（8月、2月）開催し、よりよい部活動の在り方について意見交流を行う。
- (7) 保護者会練習等を行う際は、必ず大人が最低一人は見守っている状態をつくる。生徒同士の人間関係のトラブルや心配な状況が見られる場合は、学校と連絡を密にし、体制の改善に努める。
- (8) 保護者会活動中に事故が発生した場合は、各保護者会で対応するものとする。（「岩手県PTA連合会」が適用となり、上記4の（4）の「日本スポーツ振興センター」「岩手県学校安全互助会」は適用外となる）

## 11 その他

- (1) 顧問や外部コーチは、スポーツ少年団や育成会事業など、外部の活動に参加していない生徒（部活動のみ参加している生徒）が不利益を被ることがないように、日々の部活動指導にあたる。
- (2) 中総体や新人大会などの中体連主催の大会、あるいは部活動単位で参加する各種大会等の選手の決定については、外部コーチと相談の上、選手を決定する。最終決定は顧問が行い、校長が承認する。
- (3) 前沢中学校部活動方針については、保護者の声や保護者会連絡会等の意見を参考にしながら、毎年度教職員等で検討、確認して校長の承認を得るものとし、その内容を保護者・外部指導者に周知する。